

国の規制・制度の改善につながる提案

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁
保険持株会社が一般事業会社を子会社としようとする場合の届出制への移行	行政手続きの簡素化・迅速化	保険持株会社が、保険業法第271条の22第1項各号に定める会社以外の会社(いわゆる一般事業会社)を子会社としようとする場合の手続きについて、現行の承認制から届出制へ緩和していただきたい。	保険持株会社は、保険業法第271条の22第1項各号に定める会社以外の会社(一般事業会社)を子会社としようとする場合は、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならない。一方で、保険業法第271条の22第1項各号に定める会社の場合は届出制である(保険業法第271条の32第2項第3号)。保険持株会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るための監督は、報告又は資料の提出(保険業法第271条の27)、立入検査(保険業法第271条の28)、改善計画又は監督上必要な措置(保険業法第271条の29)等によって担保されていると思料する。一般事業会社をその都度審査する必然性は薄く、持株会社における機動的な経営を実現する観点から届出制とすることが望ましいと考えられる。	保険業法第271条の22第1項	金融庁
グループ会社内での事業再編手続きの簡素化(届出制への緩和等)	行政手続きの簡素化・迅速化	保険持株会社傘下の保険会社間等、グループ会社内の合併、会社分割、事業譲渡を行う際の手続きにつき届出制とするとともに、提出書類を簡素化していただきたい。	現行の保険業法においては、保険会社間で合併、会社分割、事業譲渡等の組織再編を行う場合は認可を受ける必要がある。一方で、保険持株会社傘下における保険会社間等グループ会社内の組織再編に関しては、それ以外の会社との組織再編とは異なり、グループ会社内で機動的に判断、実施されるべきものである。また、直近の傾向としてグループ単位での監督も定着しつつあることもあり、認可制から届出制に緩和するとともに、提出書類の簡素化を行うことにより、審査・確認ロードの軽減を図ることが適当であるものと思われる。	保険業法第167条第1項・同法施行規則第105条 保険業法第173条の6・同法施行規則第105条の6 保険業法第142条・同法施行規則第94条	金融庁
少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の抄本提出の廃止	行政手続きの簡素化・迅速化	少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の提出を不要としていただきたい。	少額短期保険事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者に関する承認申請にあたって、その者が法人である場合の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書について、住民票の抄本の提出が必要とされ、また個人である場合の当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類についても住民票の抄本の提出が必要となっている。保険会社の主要株主基準以上の数の議決権を保有する者となろうとする場合の認可の申請(保険業法第209条)においては、住民票の抄本の提出が求められていないことから、本件承認申請についても提出の必要はないと思われる。	少額短期保険業者監督指針Ⅲ-2-7-3 保険業法第272条の32 同法施行規則第211条の72	金融庁
保険持株会社の子法人等(子会社を除く)、関連法人等の業務範囲規制の撤廃	規制・制度の撤廃や見直し	保険持株会社の子法人等(子会社を除く)、関連法人等に関する業務範囲規制(監督指針)を撤廃していただきたい。	保険持株会社は、内閣総理大臣の承認を受けて、保険業法第271条の22第1項各号に定める会社以外の会社(一般事業会社)を子会社とすることができる(保険業法第271条の22)が、子会社等(子会社を除く)及び関連法人等については、監督指針Ⅲ-2-3(注4)で、承認不要とされている一方で、監督指針Ⅲ-2-3なお書では、保険持株会社の子法人等についても保険会社の子会社等に準じた取扱いを求めており、監督指針Ⅲ-2-3-1が適用されていると思料される。その結果、保険持株会社が一般事業会社を子会社等(子会社を除く)及び関連法人等とすることができないことになっている。	監督指針Ⅲ-2-3なお書 保険業法第271条の22	金融庁

国の規制・制度の改善につながる提案

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁
届出事項の事後届出への統一化	行政手続きの簡素化・迅速化	届出を原則として事後届出に統一化することを検討するとともに、事前届出を残す場合はその基準を明確化していただきたい。その際、事前・事後の同時届出または一つの届出での代替を可とすることもあわせて検討いただきたい。	事前審査を要しない届出の場合、基本的には事由発生後に届出を行うことで足りると思料されるが、実際には類似した事項について、事前・事後の取扱いが異なっている場合がある(以下参照)。また、事前届出と事後届出の事由が同時に発生する場合も、別々に日を分けて届出する必要がある。事後届出を原則とし、事前としなければならない理由の明確なもののみを限定的に事前とすることが適当であると思われる。 (類似事項で事前・事後の取扱いが異なる例) ○保険会社の外国支店等の設置は事前届出(保険業法127条1項6号)、同廃止は事後届出(保険業法施行規則85条1項8号) ○保険主要株主の事務所の設置・変更・廃止等は事後届出(保険業法施行規則210条の14、1項2号) ○持株会社の事務所の設置・変更・廃止等は事前届出(保険業法施行規則210条の14、2項4号)	保険業法第127条・同法施行規則第85条1項 保険業法第271条の32・同法施行規則210条の14	金融庁
共同行為の認可申請における記載事項の簡素化	行政手続きの簡素化・迅速化	共同行為の認可申請においては連名の認可申請書を提出する必要があるが、申請書の記載事項としている「代表者の住所」を削除していただきたい。	共同行為の認可申請においては連名の認可申請書を提出する必要があるが、申請書の記載事項として「代表者の住所」まで申請する必要性はないと思われる。個人情報保護の観点からも、連名で住所まで記載することは適当ではないと思われる。	保険業法第102条 同法施行規則第55条	金融庁
届出事項の簡素化(代表者の住所変更)	行政手続きの簡素化・迅速化	保険業法施行規則第85条第3項に規定する代表者の住所変更につき届出事由から削除していただきたい。	保険業法施行規則第85条第3項に規定する代表者の住所変更の届出の必要性はないと思われる。個人情報保護の観点からも、住所まで届出する必要性はないと思われる。	保険業法施行規則第85条第3項	金融庁
川下持株会社が子会社とできる会社の範囲の明確化	基準や要件の見直し	保険業法第106条第1項第14号で定められた子会社の範囲と、同条文を受けて記載されている保険業法施行規則第56条第9項の会社の範囲とで不明瞭となっている記述を明確化していただきたい。	保険業法第106条第1項第1～13号に掲げる会社のみを子会社とするのであれば、持株会社を保険会社の子会社とすることができるかとされているが、「内閣府令で定めるもの」とされている(保険業法第106条第1項第14号)。しかし、施行規則第56条第9項では、保険業法第106条第1項第1号～4号、8、9号の会社についての記述がない。従って、例えば当該持株会社が保険会社を子会社とすることができるか不明瞭になっていると思われる。	保険業法第106条第1項第14号 同法施行規則第56条第9項	金融庁

国の規制・制度の改善につながる提案

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁
保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の廃止等(グループ間限定)	基準や要件の見直し	同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合に必要な“認可”を不要としていただきたい。手続きを不要とできない場合は、“届出”に緩和する、もしくは保険業法施行規則第14条の2で金融庁長官に提出すべき書類の一層の簡素化を検討いただきたい。	他の会社との兼職規制の趣旨は、保険会社に不利な扱いの防止であると思料するが、保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念においても問題がない。また、業務の親和性も高いことから、グループ全体での迅速な意思決定にも役立つものと思われる。	保険業法第8条 同法施行規則第14条の2	金融庁
確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)	規制・制度の撤廃や見直し	確定拠出年金制度において、個人型年金への専業主婦、公務員の加入を認めていただきたい。	確定拠出年金制度に加入できないものが存在することにより、確定拠出年金のポータビリティが確保されず、十分なものとならない。また、第3号被保険者が個人型年金に加入できないことは、女性の多い企業における企業型年金導入の阻害要因となっている。(現状) 確定拠出年金において、個人型への専業主婦(第3号被保険者)、公務員の加入が認められていない。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討をいただきたい。	確定拠出年金法第62条、法人税法、所得税法	厚生労働省
確定拠出年金の中小企業退職金共済制度からの制度移行の容認	規制・制度の撤廃や見直し	中小企業退職金共済の被共済員の年金資産保全という観点より、中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度(企業型)への資産移換を可能としていただきたい。	中小企業退職金共済を採用していた中小企業が、事業規模の拡大に伴い加入要件を満たさなくなった場合など、他制度へ移行できる措置を講じることが、従業員の年金資産を保全する上で必要である。現在、確定給付企業年金と特定退職金共済制度のみが移行先として認められているが、同じ拠出型の制度である確定拠出年金制度(企業型)についても認めるべきと考える。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討をいただきたい。	中小企業退職金共済法第8条、第17条、法人税法、所得税法	厚生労働省
確定拠出年金の資格喪失年齢の引上げ	基準や要件の見直し	企業が実施する確定拠出年金において、60歳以降も加入者資格を保持できるよう、資格喪失年齢の引上げを行っていただきたい。	公的年金の受給開始年齢の引上げや高齢者雇用確保措置などを考慮すると、加入者の利便性を高める観点から、現在の加入者資格喪失年齢である60歳以降も加入できるようにすべきと考える。 平成22年通常国会に資格喪失年齢の引上げに係る法律案(年金確保支援法案)が提出されたところであり、同法案で規定された内容を今後早期に実施していただきたい。	確定拠出年金法第11条	厚生労働省
確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	基準や要件の見直し	経済的困窮時においては、米国の401k制度の様に、①税のペナルティを課した上での年金資産の取り崩し、②年金資産を担保としたローン制度を認めるようにしていただきたい。	確定拠出年金では60歳までは高度障害時を除き理由の如何を問わず、年金資産の取り崩しが認められていない。困窮時の年金資産取り崩しニーズは高く、確定拠出年金普及の阻害要因となっている。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討をいただきたい。	確定拠出年金法第28条、法人税法、所得税法	厚生労働省

国の規制・制度の改善につながる提案

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁
確定拠出年金の老齢給付金の支給要件の緩和	基準や要件の見直し	老齢給付金の通算加入者等期間による受給開始年齢の制限を撤廃していただきたい。現在の法令では、通算加入者等期間が10年に満たない場合には、60歳から老齢給付金の支給を受けることができない。	制度導入時において、50歳以上の従業員の加入を阻害する要因になる。また、本来企業の退職金制度の一環として導入した制度であるのに、従業員からすると60歳で定年退職した際に受給権がないというのは制度の趣旨に反する。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討をいただきたい。	確定拠出年金法第33条	厚生労働省
確定拠出年金の運用商品の除外要件の緩和	行政手続きの簡素化・迅速化	運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でないと判断される運用商品について、除外要件を例えば「加入者等のうち2/3以上、もしくは過半数の同意」などへ緩和していただきたい。	運用商品の除外には、当該運用商品を選択して運用の指図を行う加入者および運用指図者全員の同意が求められているが、現実的に当該運用商品の加入者等全員の同意を取得することは困難である。 運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でないと判断される運用商品について速やかに除外できるよう、除外基準を緩和することで、適切な運用商品が選定、提示されることを確保する。	確定拠出年金法第26条、確定拠出年金法施行規則第20条の2	厚生労働省
振替株式発行会社の組織再編に伴う特別口座管理機関の変更自由化	規制・制度の撤廃や見直し	株主名簿管理人の変更は可能であるのに対し、特別口座管理機関(以下「管理機関」)の変更はできない。このため株主名簿管理人と管理機関が異なる例が発生し、株主にとってわかりにくく、単元未満株式の買取請求・買増請求の手続等に時間がかかる等の不都合が生じている。特に管理機関を異にする会社が合併等の組織再編を行うと再編後は一つの会社に複数の管理機関が併存することになってしまう。これを解消するため、社債、株式等の振替に関する法律に管理機関の変更手続規定を新設するようお願いしたい。	左記のとおり、現状はほぼすべての上場会社が株式事務の必要性から株主名簿管理人を特別口座管理機関としているものと考えているが、株主名簿管理人としての「証券代行業務」と特別口座管理業務は根拠法令が異なる別個の業務であり、後者は証券会社同様の金融商品取扱業務となることから、振替法制定時にその変更手続きが規定されなかったものと推察する。 しかし、特別口座は、 ・株主の了解を問わず法律で会社と口座管理機関の契約により開設が義務付けられている。 ・口座開設、管理費用は会社が負担する。(振替法には株主への求償規定がない。)	社債、株式等の振替に関する法律	法務省
「企画業務型裁量労働制」の決議・決議の届出/定期報告の本社一括届出/報告	行政手続きの簡素化・迅速化	各事業場単位で労使委員会を設置し決議をしているが、本社一括の決議、届出を可とする。各事業場ごとの対象労働者の労働時間の状況、健康・福祉確保の措置を定期的に所轄の労働基準監督署長に報告することとしているが、本社一括の報告を可とする	実態として、同一企業・同一の職種であれば決議内容に大きな違いがなく、各事業場からそれぞれの所轄労働基準監督署へ届け出るとは非効率である。また、労働時間の状況、健康・福祉確保の措置の定期報告についても、本社で労働時間や健康状態等の管理をしている会社も多く、本社より本社の所轄労働基準監督署へリスト等にして届け出ることでのロードの削減を図ることができること。	労働基準法第38条の4第1項 労働基準法第38条の4第4項	厚生労働省

国の規制・制度の改善につながる提案

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁
貿易保険の民間保険会社への開放部分の拡大	規制・制度の撤廃や見直し	貿易保険法第57条には、「政府は、会計年度ごとに、日本貿易保険を相手方として、日本貿易保険が輸出手形保険以外の貿易保険を引き受けることにより、当該貿易保険の種類ごとにその保険金額の総額が一定の金額に達するまで、当該引受けによって日本貿易保険が負う保険責任について、政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。」と規定されているが、政府再保険を民間保険会社にも開放していただきたい。	民間が参入している短期貿易保険分野において、民間再保険市場では引受けできないリスクがあり(仕向国が紛争地域である場合など)、現状の制度のもとでは、保険の提供ができない場合がある。このような場合について、民間保険会社が国の再保険を利用できるようにご検討していただきたい。	貿易保険法	経済産業省
住民税関連手続き全般の電子化(又はオンライン化)および窓口一本化	行政手続きの簡素化・迅速化	(1)給与支払報告書の電子データ提出の窓口を1本化していただきたい。 (2)課税通知書を電子化し、1企業に対して1つの電子データでいただきたい。 (3)個人への課税額通知方法を工夫していただきたい。具体的にはデータを1本化した上で、各納税者が各自専用HPへアクセスすることにより参照できる仕組みを構築していただきたい。 (4)各種異動手続きをオンライン化していただきたい。 (5)各種書類のフォーマットを全国統一にいただきたい。	(1)市町村ごとに手続きを行えば電子データでの提出は認められているものの、1000箇所への市町村へそれぞれ手続きを行うのは手続きロードが大きく、電子媒体も相当数必要であるため現実的ではない。現状としては、大量の紙を各市町村へ郵送対応している。全市町村分の電子データを一括で受け取れる窓口を構築し、市町村番号等で各市町村に振り分けていただきたい。 (2)(3)(4)インプットミスによる誤徴収防止のため。 (5)課税通知書・総括表・税額変更通知書のフォーマットが市町村ごとに違うため、管理が困難かつ非効率な状態であるため。 なお、(1)(5)については、上記理由に加えて、自然環境保護(紙の削減)、個人情報流失リスクの削減等の効果がある。	地方税法第317条の6、第321条の4・5、地方税法施行規則第2条、第10条	総務省
自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着化	規制・制度の撤廃や見直し	日本国内で走行することを前提として今後生産されるすべての自動車に対し、イモビライザを標準装着するよう道路運送車両法等の改正をすべきである。	現在、自動車盗難は組織的窃盗団による転売目的の犯行が主流で、犯行の手口は高度化され、きちんとキーをかけただけでは不十分である。自動車盗難は反社会的勢力の資金源となっており、更には盗難車を用いた国際的テロも散見される。現状では、イモビライザが盗難防止の効果が最も高く、警察庁によれば2009年1年間で、ユーザーが車から離れる際にキーを抜いた状態で盗まれた18,772件のうち、イモビライザ装着車が盗まれたケースは1,525件で、効果の高さが証明されている。 既にEU諸国、豪州、中東湾岸諸国などではイモビライザの標準装着が法制化され、米国は、部品取り防止のためのVINナンバーが法制化され、イモビライザの法制化には至っていないが、実態として95%の車にイモビライザが装着され、更にイモビライザが装着されていればVINナンバーの刻印が免除となるなど高い信頼を得ている。日本のイモビライザの普及状況は、数年前まで高級車やRV車など盗難被害の多い車を中心であったが、徐々に大衆車や軽自動車にも装着されるようになり、2009年10月の自工会の調べでは、国内向けに生産された180車種のうち、標準装着、一部標準装着、オプション装着を含めると156車種にイモビライザが装着可能となっている。しかしながら、2008年に国内向けに生産された自動車417万台のうちイモビライザ装着車は197万台であり、普及率は50%に及ばない。	道路運送車両法保安基準第11条	国土交通省